

要旨

中国では金利の自由化がまだ実現していないため、商業銀行は収益を確保するために中小企業や個人への貸し出しを抑制している。この影響を受け、中国の膨大な人口ベースを背景とする膨大な融資需要が民間金融へと流れた。しかし、伝統的な民間金融は物理的な空間に制限されて市場が非常に限られている。その結果、資金の貸借はほぼ知り合い同士で行われていた。

近年インターネット金融は中国の金融業界で最も注目を集め、発展している分野であると言える。インターネット金融は中国特有のものと言われ、世界で注目されているFinTechの発展の初期段階とも考えられる。¹その中でP2Pレンディングは急速な成長を見せ、「野蛮成長」と言われた。

P2Pレンディングとは銀行等の金融機関を介さず、貸し手が比較的小額の、個人・中小企業向け融資をインターネット経由で行う、新しい金融仲介の仕組みである。

初めてP2Pレンディング業務を開始したのは2005年に英国で誕生したZopaである。それ以来P2Pレンディングは雨後の竹の子のように、世界各国で次々と現れた。例えば、2006年に米国で誕生したprosperや2007年に業務を開始したLending Club、また2007年にドイツでSmavaが設立された。日本においても、2008年にmaneoが日本初めての個人間融資会社として登場した。²そして、中国では2007年に上海で初のP2Pプラットフォーム—拍拍貸が誕生した。P2Pレンディングは米国、英国や中国を中心に急速に発展している。各国の法律環境や金融の発展状況等によりP2Pレンディングのビジネスモデルも異なる。

中国におけるP2Pレンディングの市場規模は、2014年から2015年末までの2年余りの短期間に爆発的に拡大した。「網貸之家」の統計データによると、2015年12月末までに、P2Pプラットフォーム数は2,595社と1年間で1,020社増えた。2015年の年間取引総額は前年同期比288.57%増の9,823億元に達した。P2P市場は活況を見せる一方、問題プラットフォームも続出し、取引規模の拡大に伴って問題プラットフォームが及ぼす被害も拡大しつつある。

¹ 「中国金融科技（Fintech）発展報告」（2017）

² 2011年に個人間の融資業務からの撤去を発表した。

この問題について、于（2016）は「2015年12月28日、中国銀行監督管理委員会（銀监会）はP2P業者の業務活動への管理規制に関する「ネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫行弁法（意見徴収稿）」を公表し、2016年1月27日を期限に意見徴取をした。それまで事業参入や業務内容に関する規定が整っていないまま急成長を遂げてきたP2P業界は様々な問題が顕在化しつつあり、無秩序な市場環境を改善するための管理体制の構築が急がれた。同年8月に「弁法」が正式に発表された。P2P市場の整理に伴い、新たな体制に適さない企業が淘汰され、P2P業界全体としては、健全な経営に適した市場環境を構築するための監督管理体制整備を待ち望んでいる。」と述べられている。

本稿では、中国金融当局の監督管理体制の内容に視点を置き、「野蛮成長」と言われていた中国のP2Pレンディングの現状とその背後にある監督管理体制の進展状況や信用システムの現状を分析したうえで、規制が強化されつつある中、中国におけるP2Pレンディングの発展方向や今後の課題を考察してみる。

考察の結論としては、以下の通りである。今後の中国におけるP2Pレンディングの発展はプラットフォームの淘汰の時期に入り安定化・規範化に進むことが予想できる。于（2017）でも述べられているように、「2017年の監督管理体制は、発生した問題の再発防止に集中していたが、2018年に向けて、応急対策にとどまらず、「信聯」のような既存問題を徹底的に解決するための対策が期待されている。」今後は、P2Pレンディングをはじめとするインターネット金融は巨大な顧客ベース、豊富な顧客情報、利便性等の優位性を保つであろう。そして、規制強化により、コスト削減のため、P2Pプラットフォームは銀行、金融機構との協力も強化される傾向が予想される。法律や規制に従い、技術革新やビジネスモデルの革新は今後もP2Pレンディングプラットフォームの成功の鍵であろう。

キーワード：P2Pレンディング、プラットフォーム、リスク、規制、信用システム